

改正後	現行
<p><u>数で除した数」については、サービス管理責任者を兼務する地域生活支援員は0.5人とみなして算定するものとする。</u></p> <p><u>(例) 利用者数が30人の指定自立生活援助事業所において、サービス管理責任者を兼務する地域生活支援員1人と専従の地域生活支援員1人が、障害者支援施設を退所してから1年以内の者に対し、指定自立生活援助を行った場合</u></p> <p><u>→ 30人 ÷ (0.5 + 1) = 20</u></p> <p><u>利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満のため、自立生活援助サービス費(1)の(1)を算定</u></p> <p><b>④ ピアサポート体制加算の取扱いについて</b></p> <p><u>報酬告示第14の3の3のピアサポート体制加算については、都道府県又は指定都市が実施する障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5以上配置する事業所であって、当該者によりその他の従業者に対して障害者対</u></p>	<p>② 特別地域加算の取扱いについて</p> <p>特別地域加算を算定する利用者に対して、指定障害福祉サービス基準第206条の17に規定する指定障害福祉サービス事業所、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者が定める通常の事業の実施地域を越えてサービス提供した場合、指定障害福祉サービス基準第206条の20において準用する指定障害福祉サービス基準第21条第3項に規定する交通費の支払いを受けることはできないこととする。</p> <p>③ 福祉専門職員配置等加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第14の3の2の福祉専門職員配置等加算については、2の(5)の④((四)を除く。)の規定を準用する。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現行
<p><u>する配慮等に関する研修が年1回以上行われている場合に算定することができる。</u></p> <p><u>ア 障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者(以下この④において「障害者等」という。)であって、サービス管理責任者又は地域生活支援員として従事する者</u></p> <p><u>イ 管理者、サービス管理責任者又は地域生活支援員として従事する者</u></p> <p><u>なお、上記の常勤換算方法の算定に当たっては、併設する事業所(指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定計画相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所に限る。)の職員を兼務する場合は当該兼務先を含む業務時間の合計が常勤換算方法で0.5以上になる場合を含むものとする。</u></p> <p><u>(一) 算定に当たっての留意事項</u></p> <p><u>ア 研修の要件</u></p> <p><u>「障害者ピアサポート研修」とは、地域生活支援事業通知の別紙1地域生活支援事業実施要綱別記1-17に定める障害者ピアサポート研修事業をいう。</u></p> <p><u>なお、令和6年3月31日までの間は以下の経過措置を認めるものとする。</u></p> <p><u>(ア) 都道府県が上記研修に準ずると認める研修を修了した障害者等を常勤換算方法で0.5以上配置する場合についても研修の要件を満たすものとする。</u></p> <p><u>(イ) ④のイに規定する者の配置がない場合も算定できるものとする。</u></p>	

改正後	現行
<p><u>この場合において、都道府県が上記研修に準ずると認める研修については、都道府県又は市町村が委託又は補助等により実施するピアサポーターの養成を目的とする研修のほか、民間団体が自主的な取組として実施するピアサポーターの養成を目的とする研修についても、研修の目的やカリキュラム等を確認の上で認めて差し支えないが、単なるピアサポーターに関する講演等については認められないこと。</u></p> <p><u>また、研修を修了した旨の確認については、原則として修了証書により確認することとするが、その他の書類等により確認できる場合は当該書類等をもって認めて差し支えない。</u></p> <p><u>イ 障害者等の確認方法</u></p> <p><u>当該加算の算定要件となる研修の課程を修了した「障害者等」については、以下の書類又は方法により確認するものとする。</u></p> <p><u>(ア) 身体障害者</u> <u>身体障害者手帳</u></p> <p><u>(イ) 知的障害者</u></p> <p><u>① 療育手帳</u></p> <p><u>② 療育手帳を有しない場合は、都道府県が必要に応じて知的障害者更生相談所に意見を求めて確認する。</u></p> <p><u>(ウ) 精神障害者</u></p> <p><u>以下のいずれかの証書類により確認する(これらに限定されるものではない。)</u></p> <p><u>① 精神障害者保健福祉手帳</u></p> <p><u>② 精神障害を事由とする公的年金を現に受けているこ</u></p>	

265

改正後	現行
<p><u>と又は受けていたことを証明する書類(国民年金、厚生年金などの年金証書等)</u></p> <p><u>③ 精神障害を事由とする特別障害給付金を現に受けている又は受けていたことを証明する書類</u></p> <p><u>④ 自立支援医療受給者証(精神通院医療に限る。)</u></p> <p><u>⑤ 医師の診断書(原則として主治医が記載し、国際疾病分類 ICD-10 コードを記載するなど精神障害者であることが確認できる内容であること) 等</u></p> <p><u>(エ) 難病等対象者</u></p> <p><u>医師の診断書、特定医療費(指定難病)受給者証、指定難病に罹患していることが記載されている難病医療費助成の却下通知等</u></p> <p><u>(オ) その他都道府県が認める書類又は確認方法</u></p> <p><u>(二) 手続</u></p> <p><u>当該加算を算定する場合は、研修を修了した従業者を配置している旨を都道府県へ届け出るとともに、当該旨を事業所に掲示するとともに公表する必要があること。</u></p> <p><u>なお、ピアサポーター等の本人の氏名の公表を求めるものではなく、加算の算定要件を満たすピアサポーター等を配置している事業所である旨を公表することを求める趣旨であること。また、当該旨の公表に当たっては、あらかじめピアサポーターである障害者等の本人に対し、公表の趣旨(※)を障害特性に配慮しつつ丁寧に説明を行った上で、同意を得ることが必要である。</u></p> <p><u>※ピアサポートによる支援を希望する者に対し、事業所の選択の重</u></p>	

266

改正後	現行
<p><u>要な情報として知ってもらうために公表するものである。</u></p> <p>⑤ 初回加算の取扱いについて 報酬告示第14の3の<u>4</u>の初回加算については、サービスの利用の初期段階においては、利用者の生活状況等の把握や関係機関との連絡調整等に手間を要することから、サービス利用開始月において算定できるものであること。 ただし、当該利用者が過去3月間に、当該指定自立生活援助事業所を利用したことがない場合に限り算定できることとする。</p> <p>⑥ 同行支援加算の取扱いについて 報酬告示第14の3の<u>5</u>の同行支援加算については、障害者の理解力や生活力等を補う観点から、居宅への訪問以外に、自立生活援助事業所の従業者が利用者の外出に同行し、当該利用者が地域で自立した生活を営む上で必要な情報提供や助言等の支援を行った場合に、実施した月について<u>支援回数に応じて</u>算定できるものであること。</p> <p>⑦ 緊急時支援加算の取扱いについて 報酬告示第14の3の6の緊急時支援加算については、<u>利用者の障害の特性に起因して生じうる緊急時の対応については、あらかじめ利用者又はその家族等との話し合いにより申し合わせておくこと。</u></p> <p>(一) <u>報酬告示第14の3の6のイの緊急時支援加算(1)については、緊急に支援が必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜(午後10時から午前6時までの時間をいう。以下、この⑦の(二)において同じ。)に速やかに訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に算定できるもので</u></p>	<p>④ 初回加算の取扱いについて 報酬告示第14の3の<u>3</u>の初回加算については、サービスの利用の初期段階においては、利用者の生活状況等の把握や関係機関との連絡調整等に手間を要することから、サービス利用開始月において算定できるものであること。 ただし、当該利用者が過去3月間に、当該指定自立生活援助事業所を利用したことがない場合に限り算定できることとする。</p> <p>⑤ 同行支援加算の取扱いについて 報酬告示第14の3の<u>4</u>の同行支援加算については、障害者の理解力や生活力等を補う観点から、居宅への訪問以外に、自立生活援助事業所の従業者が利用者の外出に同行し、当該利用者が地域で自立した生活を営む上で必要な情報提供や助言等の支援を行った場合に、実施した月について算定できるものであること。</p> <p><u>(新設)</u></p>